

## 雲南市告示第59号

### 雲南市市制20周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、雲南市市制施行20周年記念として製作した記念ロゴマーク（以下「記念ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(記念ロゴマークの表記)

第2条 記念ロゴマークは、市長が別に定める。

2 記念ロゴマークを使用する際は、次の各号に掲げる文言のうちいずれかを併用するものとする。

- (1) 雲南市市制施行20周年
- (2) 雲南市市制施行20周年記念
- (3) 雲南市市制施行20周年記念事業
- (4) その他市長が認める文言

(使用条件)

第3条 記念ロゴマークの使用は、第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号の要件をすべて満たす事業等とする。

- (1) 市、行政委員会又は市議会が行う事業等
- (2) 市内に活動拠点を有する団体又は企業が行う事業等
- (3) その他市長が適当と認める事業等
- (4) 次の要件を満たす事業等

ア 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがないこと。

イ 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。

ウ 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがないこと。

エ 特定の個人又は団体の宣伝若しくは信用を高める行為に使用し、又は使用するおそれがないこと。

オ 自己の商標又は意匠として独占的に使用し、又は使用するおそれがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の事業等は、記念ロゴマークの使用対象としないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくはこれらと密接な交友関係

- を有している者が関係している事業等
- (2) その他市長が適当でないと認める事業等  
(記念ロゴマーク使用申請)

第4条 記念ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、雲南市市制施行20周年記念ロゴマーク使用（変更）承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市、行政委員会又は市議会が使用する場合
- (2) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (3) その他市長が認める場合

2 前項の申請に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の内容が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(記念ロゴマーク使用の審査等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査、可否決定を行い、雲南市市制施行20周年記念ロゴマーク使用（変更）承認（不承認）通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(承認条件)

第6条 市長は、記念ロゴマークの使用を承認する場合、必要に応じて条件を付することができる。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用を許可した日から令和6年12月31日までとする。

(使用内容の変更又は中止)

第8条 記念ロゴマーク使用の承認を受けた者（以下「記念ロゴマーク使用者」という。）は、当該承認を受けた目的・内容を変更し、又は記念ロゴマークの使用を中止しようとするときは、承認申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、記念ロゴマーク使用の承認を受けた目的・内容の変更に係る申請書の提出があったときは、審査、可否決定を行い、承認通知書により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第9条 市長は、前条第1項の規定による記念ロゴマークの使用の中止に係る承認申請書の提出があったとき又は記念ロゴマーク使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、記念ロゴマーク使用の承認を取り消すもの

とする。

(1) 本告示に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 詐偽その他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) その他市長が不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により記念ロゴマーク使用の承認を取り消したときは、記念ロゴマーク使用者に、雲南市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第3号。以下「承認取消通知書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により記念ロゴマーク使用の承認を取り消された記念ロゴマーク使用者は、承認取消通知書の通知があった日以後、記念ロゴマークを使用してはならないものとする。

（使用料）

第10条 記念ロゴマークの使用料は、無料とする。

（権利帰属）

第11条 記念ロゴマークの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）などの一切の権利は市が保有する。

（争論の解決）

第12条 記念ロゴマーク使用に関し、争論又は訴訟が生じた場合は、当該記念ロゴマーク使用者の責務において解決するものとする。この場合において、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（告示の失効）

2 この告示は、令和6年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに使用承認をした記念ロゴマークに係るこの告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。